

枚方税理士研究会会則

第1条. (構成員)

枚方税理士研究会(以下研究会という)の構成員(以下会員という)は、近畿税理士会枚方支部(以下枚方支部という)の正会員及び準会員で入会を希望する者とする。

第2条. (目的)

この研究会は、近畿税理士会(以下本会という)研修規則(以下研修規則という)第3条に適合する研修科目の研修会を開催し、会員が受講することにより資質の向上を図ることを主たる目的とする勉強会である。

第3条. (運営及び組織)

1. 研修会は、特段の事情が無い限り定例研修会として毎年4回、一回当たり3時間程度の研修会を開催するものとする。
2. 研究会は、毎年4月から7月迄の期間に開催される定例研修会終了後、会費等の収支決算報告及び研究会役員の選出等、研究会の運営に関する総会を開催するものとする。
3. 研究会は研修内容の決定や開催準備等、会務執行のために以下の役員を総会で選任する。
役員の任期は、就任後2年内の最終事業年度の総会終結時までとし、重任を妨げないものとする。
(1) 会長 1名 (2) 会計担当 1名 (3) 運営役員 10名以内
尚、上記の役員には枚方支部研修担当幹事の中から1名以上を選任し、支部の研修会との調整役をなさしめるものとする。
4. 会長に事故あるときは他の役員の内選により1名がその残任期間、会長代行をなすものとする。
又、退任する会長は、次期の会長候補を総会に推薦しなければならない。

第4条. (会費及び事業年度)

1. 研究会は、会員の会費と研修会受講料で運営するものとする。
2. 通常会費は年6,000円とし、途中入会者は月割計算をするものとする。
但し、途中退会者については会費を月割計算して返還しないものとする。
3. 特別会費は、必要な都度実費額を徴収するものとする。
4. 運営会計の余剰資金は、研修テキストの無償配賦を成すこと等により翌年への繰越金を出来るだけ少額とする。
5. 通常会費の請求は毎年6月末までに当該事業年度分を会計担役員が行うものとする。
新入会者は、入会月に入会の月から事業年度末月迄の月数に月額500円を乗じた金額を請求する。
6. 会計報告は、毎年4月1日より翌年3月末日迄の期間を一事業年度とし、毎年総会に報告するものとする。

第5条. (入会・退会)

1. 入会希望者及び大会希望会員は会長に申し出ることにより、入会及び退会することができる。
2. 通常会費の2年以上未払の者で、病気等やもう得ない事情があると会長が認めた者以外の者は、退会とする。
3. 本会で会員権の停止処分等、何らかの処分を受けた者は、処分決定の日に退会するものとする。
4. 一度退会した者が再度入会するときは、総会で会員の過半数の賛成を要するものとする。

第6条. (研修科目・内容及び事前案内)

研修科目・内容については第2条に定める研修規則第3条に適合するもので、定例研修会において会員の意見・希望等を聞きそれを斟酌して役員が決定し、定例研修会開催1ヶ月前迄に会員に案内するものとする。

第7条. (枚方支部及び本会に対する対応)

1. この研究会は研修規則等を遵守し、枚方支部及び本会の指導に従うものとする。
また、この研究会が本会「会員研修に関する運営規定」(以下運営規定という)第3条第1項の認定団体(以下認定団体という)に認定された以後の研修会等に関する諸手続については、次項以降のとおりとする。
2. 会長は定例研修会開催1ヶ月前迄に本会に対して運営規定に定める様式第3号「認定研修の届出書」を提出しなければならない。
3. 会長は前項の研修会終了後速やかに本会に対して運営規定に定める様式第6号「研修会実施報告書」を提出しなければならない。
4. この研究会が認定団体となり、その後本会「会員研修に関する認定基準」第4条の有効期限が終了する事業年度においては有効期限終了までに、会長は本会に対して運営規定に定める様式第2号「認定研修の認定団体申請書」を提出し、引続いて認定団体としての認定を得よう努めなければならない。
5. 会長は前2項から4項に関する届出書・申請書について、本会に提出と同時に枚方支部研修担当副支部長にその写しを提出するものとする。
6. 前項以外の書面の提出・報告等を本会から求められた場合、会長は速やかに対処し本会の指導に従うと同時に、枚方支部研修担当副支部長にその概要を説明すると共に提出書類等の写しを提出するものとする。

第8条. (研究会事務局及び研修会場)

1. 研究会の事務局は、枚方支部事務局内に置くものとする。
2. 会長は以下の書類等を事務局に保存備え置かなければならない。
 - ① 研究会会則
 - ② 会員名簿
 - ③ 研修会案内
 - ④ 研修会レジュメ等の資料の一式
 - ⑤ 研修会出席者名簿又は出欠表

- ⑥ 総会の議事録・収支報告書
 - ⑦ 前条に記載する本会に提出した書類の写し
 - ⑧ その他重要と思われる書類
3. 定例研修会の会場は、北大阪商工会議所及び枚方市の公共施設並びに枚方支部事務局とする。
 4. 研修会配賦レジュメ等の用紙や印刷機器・会場等、枚方支部の所有物を使用する場合は、予め枚方支部の許可を得て使用し、その実費相当額を支弁するものとする。

第9条. (入会及び研修会への勧誘)

1. 役員は、新規に枚方支部会員になった者に対して、研究会の状況・会則・会員名等を知らせ、入会勧誘をなすものとする。
2. 役員は研修会の開催案内や研修内容等を枚方支部の広報誌や支部のホームページに掲載し、支部会員及び他の支部の税理士に対して研修会参加への広告をなすものとする。

第10条. (認定研修への会員外受講者)

1. この研究会が認定団体として認定された以後の研修会については前条第2項の広告をなし、特段の事情がない限り会員以外の税理士の受講を認めるものとする。
2. 会員以外の受講者に対しては応分の受講料で予め支部のホームページに掲載した金額を徴収するものとする。

第11条. (付則)

1. 認定団体になるまでの規程に付、省略
1. 第3条3項の運営役員の定数増員については、平成22年6月10日から実施する。